

大阪府高病原性鳥インフルエンザ及び
低病原性鳥インフルエンザ防疫対策要領
(第六版)

大阪府環境農林水産部

目 次

前文	P 1
第1 基本方針	
1 発生予防と発生時に備えた準備	P 3
2 発生時の迅速・的確な初動対応	P 3
第2 発生予防対応	
1 指導及び監視体制の強化	P 4
2 自衛防疫の強化	P 4
第3 発生に備えた防疫対応	
1 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部の設置	P 5
2 発生危険レベル毎の防疫体制	P 5
3 防疫マップ及び緊急連絡網の整備	P 5
(1) 家きんの所有者台帳及び防疫マップの整備	
(2) 緊急連絡網の整備	
(別表1-1) 大阪府高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部（府対策本部）	P 6
(別表1-2) 府対策本部における各部局の役割	P 7
(別表1-3) 府対策本部事務局の役割	P 8
(別表2-1) 大阪府高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ現地防疫対策本部（現地対策本部）	P 9
(別表2-2) 現地対策本部における各役割	P 10
(別表2-3) 現地対策本部と市町村の連携	P 11
(別表3) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生危険レベル毎の防疫体制	P 12
(別表4) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生時の連絡体制	P 13
4 焼却又は埋却方法の検討	P 14
5 防疫に必要な人員及び衛生資材の確保	P 14
6 自家用家きんの所有者への対応	P 14
7 発生に備えた取り組み	P 14
8 相談窓口の設置	P 14
第4 発生時の対応	
1 異常家きんの届出等を受けた時の対応	P 15
(1) 家畜保健衛生所の対応	
(2) 動物愛護畜産課の対応	

2	家畜保健衛生所による農場での措置等	P 16
	(1) 病性鑑定材料の採材	
	(2) 移動制限等の指示	
	(3) 疫学情報の収集	
3	陽性判定時に備えた準備	P 17
4	家畜保健衛生所による病性鑑定等	P 17
	(1) 病性鑑定の実施	
	(2) 病性鑑定の依頼	
5	モニタリング検査等で発見された場合の対応	P 17
	(1) ウイルスが分離された場合	
	(2) ウイルスが分離されずに血清抗体検査のみが陽性となった場合	
6	食鳥処理場から高病原性鳥インフルエンザを疑う旨の届出を受けた場合の対応	P 18
	(別表5) 高病原性鳥インフルエンザ防疫対策フロー	P 19
	(別表6) 発生農場等の府の公表基準	P 20
	(別表7) 通常想定される検査の流れ	P 21

第5 病性の決定

1	病性の判定	P 22
	(1) 異常家きんの届出・通報があった場合	
	(2) モニタリング検査で発見された場合など臨床的異常所見を伴わず検査結果が陽性となった場合	
2	患畜及び疑似患畜	P 22
	(1) 高病原性鳥インフルエンザ	
	(2) 低病原性鳥インフルエンザ	
3	農場監視プログラムの対象家きん	P 24

第6 病性の決定後の対応

(1)	対策本部会議の招集
(2)	情報提供
(3)	発表
(4)	防疫措置に必要な人員の確保
(5)	農林水産省等からの派遣
(6)	公示、通報及び報告

第7 発生農場における防疫措置

1	基本事項	P 27
2	防疫措置実施に関する留意事項	P 27
3	と殺	P 28
4	死体の処理	P 28
5	汚染物品の処理	P 29

6	消毒等	P 29
7	防疫従事者の入場時及び退場後の対応	P 29
8	家きんの評価	P 29
第 8	通行の制限	
1	発生農場周辺の通行の制限又は遮断	P 31
2	72時間経過後の措置	P 31
3	通行の制限等の手続き、標示等	P 31
第 9	移動制限区域及び搬出制限区域の設定	
1	制限区域の設定	P 32
	(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合	
	(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合	
	(3) 制限区域の設定方法	
	(4) 家きんの所有者への連絡	
	(5) 移動制限区域内及び搬出制限区域内の農場への指導	
2	制限区域の変更	P 33
	(1) 制限区域の拡大	
	(2) 制限区域の縮小	
3	制限区域の解除	P 33
	(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合	
	(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合	
4	制限の対象	P 34
5	制限の対象外	P 34
	(1) 移動制限区域内の家きん卵(種卵を除く)のGPセンターへの出荷	
	(2) 移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷	
	(3) 移動制限区域内の種卵のふ卵場への出荷と当該種卵から生まれたひなの出荷	
	(4) 移動制限区域内のふ卵場のひな(移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。)の出荷	
	(5) 搬出制限区域内の家きん・家きん卵(種卵を含む。)・ひなの食鳥処理場・GPセンター・ふ卵場・農場への出荷	
	(6) 制限区域外の家きん・家きん卵(種卵を含む。)・ひなの移動制限区域内の食鳥処理場・GPセンター・ふ卵場・農場等への出荷	
	(7) 敷料等の処分のための移動	
	(8) 制限区域外の家きんの死体の処理施設への移動	
	(9) 制限区域外の家きん等の通過	
	(10) 異状発見時の措置	
	(別表7) 移動・搬出制限の対象外の概要	P 35
第 10	家きん集合施設の開催等の制限	
1	移動制限区域の制限	P 36
2	搬出制限区域内の制限	P 36

3	汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場の制限	P 36
4	制限の対象外	P 36
	(1) GPセンター等の再開	
	(2) 食鳥処理場の再開	
	(3) ふ卵場の再開	
	(4) 事業の再度禁止	
第11	消毒ポイント	
1	消毒ポイントの設置	P 38
2	消毒ポイントの設置場所	P 38
第12	ウイルスの浸潤状況の確認	
1	疫学調査	P 39
	(1) 調査の実施方法	
	(2) 疫学関連家きん	
2	制限区域内の周辺農場の検査	P 39
	(1) 発生状況確認検査	
	(2) 清浄性確認検査	
3	1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応	P 39
4	検査員の遵守事項	P 39
第13	ワクチン	
	緊急ワクチン接種について	P 41
第14	家きんの再導入	P 41
第15	農場監視プログラム	
	農場監視プログラムの適用	P 41
	(1) 農場監視プログラムの開始	
	(2) 農場監視プログラムの終了	
	(3) 異常確認時の報告	
第16	発生の原因究明	
1	調査の実施	P 42
2	原因究明の分析・取りまとめ	P 42
3	記録及び採材	P 42
第17	その他	
1	死亡野鳥等への対応	P 42
2	相談窓口の運営	P 42

前文

1 はじめに

この要領は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の本府への侵入防止と発生予防を図るとともに、万が一本府で発生した場合の感染拡大を防止し、社会的・経済的被害を最小限に抑えるために必要な対策を、迅速かつ的確に実施するための府内の体制等を定めるものである。

本病については、平成16年2月京都府の採卵鶏農場において発生し、本府においても府域の一部が移動制限区域に指定され、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）及び高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル（平成16年9月17日付15消安第1736号農林水産省消費・安全局衛生管理課長通知）に基づき防疫措置を講じたところである。

さらに、平成17年6月には茨城県においてH5N2亜型のA型インフルエンザが確認されたことから、家畜保健衛生所による立入検査等を通じた監視体制と家きんの所有者自らが実施する発生予防対策の双方を強化するとともに、本病が発生した場合の防疫措置に係るマニュアルを作成し、関係者全員が本病防疫対策を十分認識し、迅速かつ的確な防疫対策を図ることとした。

これらのことから、本府では本病に関する国が公表した特定家畜伝染病防疫指針（以下、「防疫指針」という。）を基に平成17年12月に防疫対策要領を定めた。その後、法の一部改正、防疫指針の改正を受けて第二、三版と、防疫対策要領の改正を重ねた。また、平成22年11月以降に、近畿2県を含め全国9県で発生があり、野鳥におけるウイルスの検出も全国で相次いだ。同年度の宮崎県口蹄疫発生を含め、越境性動物疾病の多発を受けて、国は平成23年4月に法を改正し、同年10月には防疫指針を全部変更することとなった。これに伴い本府の防疫対策要領についても平成23年12月に第四版として改正し、平成25年8月には、関係部局の修正及び国の防疫指針に則した項目に合わせるとともに府独自の実施項目を加え、第五版として改正した。その後、平成26年には5県での発生があり、防疫指針について国は3年ごとの見直しを実施し、平成27年9月に変更を実施した。

今回の改正は、府内関係部局の修正と国の防疫指針改正に伴い見直すものである。

2 鳥インフルエンザとは

(1) 鳥インフルエンザは、A型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、法では、そのうち、次の3つを規定している。

- ① 高病原性鳥インフルエンザは、国際獣疫事務局（OIE）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス（**Highly Pathogenic Avian Influenza**ウイルス。以下「HPAIウイルス」という。）の感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下、「家きん」という。）の疾病をいう。
- ② 低病原性鳥インフルエンザは、H5またはH7亜型のA型インフルエンザウイルス（HPAIウイルスと判定されたものを除く。）（**Low Pathogenic Avian In**

fluenzaウイルス。以下「L P A I ウイルス」という。)の感染による家きんの疾病をいう。

③ 鳥インフルエンザは、H P A I ウイルス及びL P A I ウイルス以外のA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら及び七面鳥の疾病をいう。

(2) 高病原性鳥インフルエンザは国際連合食糧農業機関 (F A O) などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。

(3) H P A I ウイルスは、その伝染力の強さ及び高致死性から、ひとたびまん延すれば、養鶏産業に及ぼす影響は甚大であるほか、鶏卵・鶏肉の安定供給を脅かし、国際的に高病原性鳥インフルエンザ非清浄国となり、信用を失う恐れがある。

さらに、海外では家きんと接触に起因するH P A I ウイルスの感染による人の死亡事例も報告されており、公衆衛生上も本ウイルスの発生及びまん延防止は重要である。

(4) L P A I ウイルスは、H P A I ウイルスと同様に伝染力は強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れる恐れがあり、また海外では、H P A I ウイルスに変異した事例が確認されている。さらに、高病原性鳥インフルエンザと同様に、公衆衛生の観点からも、本ウイルスまん延防止は重要である。

(5) 本病については、現在、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣諸国から、渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、人や物を介して、今後も我が国に侵入する可能性は高い。

このため、常に府内にも本病のウイルスが侵入する可能性があるとの前提に立ち、家きんの所有者（当該家きんを管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

第1 基本方針

本病の防疫対策は、第一に本病の発生国・地域から病原体の侵入を防止し、発生防止を図ること。第二に本病を否定できない死亡家きんや異常家きん等の早期発見と早期通報をすること。第三に疑い事例発生時には迅速かつ的確な初動防疫措置及びまん延防止措置の実施により本病の発生を最小限に食い止めることである。

防疫対策は府が中心となり、国、市町村、関係団体、家きんの所有者等との緊密な連携により推進するが、関係者は日頃から万が一の発生に備え、的確な防疫対策が講じられるよう危機管理体制を確立しておくことが重要である。

1 発生予防と発生時に備えた準備

- (1) 府は国等から、必要な情報の提供・指導・助言等を得て、防疫レベルを高く保つ努力をする。
- (2) 府は家きんの所有者への指導を徹底するとともに、発生時に備えた準備を行う。
- (3) 市町村・関係団体は府の行う家きんの所有者への指導や発生時に備えた準備に協力する。
- (4) 家きんの所有者は飼養衛生管理基準を遵守する。

2 発生時の迅速・的確な初動対応

- (1) 府は、国が決定した防疫方針に即した具体的防疫措置を、国の支援を受け迅速・的確に実行する。
- (2) 市町村・関係団体は府の行う具体的防疫措置に協力する。

第2 発生予防対応

1 指導及び監視体制の強化

モニタリング検査

家畜保健衛生所は、以下に掲げるモニタリング検査等を実施する。

ア 強化モニタリング検査

100羽以上の家きん所有者を対象に、法第51条に基づき低病原性鳥インフルエンザの清浄性確認あるいは早期摘発を目的として抗体検査等を実施する。また、100羽未満の小規模飼育施設（立入検査が必要であると認められた施設）についても、計画的に立入検査を実施する。

「家きんの所有者等の鳥インフルエンザ検査要領-No.1」

イ 定点モニタリング検査

国の防疫指針に基づき府内家きんの所有者の飼育実態に合わせた「鳥インフルエンザモニタリングプログラム-No.2-1」を作成し、府内3農場以上について毎月1回、1農場当たり10羽以上のウイルス検査及び抗体検査を実施する。

ウ 異常鶏監視モニタリング検査

100羽以上の家きん所有者を対象に、法第51条に基づき高病原性鳥インフルエンザの清浄性確認及び早期摘発を目的として、発生予防に係る指導の徹底と家きんの臨床検査等を実施する。

エ 水禽類モニタリング調査

本府へ渡り鳥が飛来する季節には、カモ等の水禽類の糞便を採材し、ウイルス保有状況調査を実施する。

「水禽類等におけるモニタリング調査マニュアル-No.2-2」

また、海外及び国内での発生状況を踏まえ、発生予防対策の一層の強化が必要な場合には、集中的に立入検査を実施するとともに、自家用家きん（卵などの畜産物の流通がない、もしくは、他の農場及び施設と疫学的な関連がないと家畜防疫員が認めたもの）の所有者についても市町村等の協力を得ながらリーフレットの配布等を行うなど徹底した指導と監視を行う。

2 自衛防疫の強化

家きんの所有者自らが実施する予防対策（自衛防疫）が本病の発生予防対策の中で重要であり、家きんの所有者は、本病の特性を踏まえ、早期発見、早期通報に心掛けるものとする。特に、本病の感染経路としては、感染した野生鳥獣及び本病ウイルスに汚染されたこれらの排せつ物を介した飼料、粉塵、水、ハエ、野生鳥獣、人の衣服又は靴底等、飼養管理器材、車両等により本病ウイルスが農場あるいは鶏舎内に持ち込まれることが考えられ、本病の発生予防のためには、この感染経路を徹底的に遮断することが最も重要であることを家きんの所有者は十分理解した上で、法に基づく飼養衛生管理基準による適切な飼養管理を行わなければならない。

また、家きんの所有者は、法に定められた農林水産大臣の指定する症状を呈している飼育家きんの早期発見と早期通報を徹底し、本病のまん延防止を行わなければならない。

第3 発生に備えた防疫対応

本病の発生に際しては、迅速かつ的確な防疫措置を広範囲かつ円滑に実施する必要があることから、次の事項についての事前対応を図る。

1 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部の設置

防疫対策に係る検討及び調整を行うため、「大阪府災害等応急対策実施要領」に基づき、知事を本部長とする対策本部を設置する。

(別表1-1) 大阪府高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部(以下「府対策本部」という。)

(別表1-2) 府対策本部における各部局の役割

(別表1-3) 府対策本部事務局の役割

(別表2-1) 大阪府高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ現地防疫対策本部(以下「現地対策本部」という。)

(別表2-2) 現地対策本部における各役割

(別表2-3) 現地対策本部と市町村の連携

2 発生危険レベル毎の防疫体制

府内での本病の発生以外に、近隣諸国での発生、国内での発生および近隣府県での発生を鑑み、発生危険レベルに応じた会議等を開催するなどの防疫体制を整備する。

(別表3) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生危険レベル毎の防疫体制

3 防疫マップ及び緊急連絡網の整備

(1) 家きんの所有者台帳及び防疫マップの整備

迅速かつ的確な初動防疫措置を講じるため、家畜保健衛生所は、各家きんの所有者の飼育羽数、導入・出荷、飼養衛生管理基準の遵守状況等の詳細な把握により家きんの所有者台帳を取りまとめるとともに、防疫マップの整備を徹底する。動物愛護畜産課は、こうした家きんの所有者台帳と防疫マップを用いて、発生が確認された際の疫学関連農場や汚染拡大の可能性のある農場を的確に把握し、汚染の効果的な封じ込め策を講じるとともに的確な移動制限区域(発生農場を中心とした半径3km以内の区域について、家きん等の移動を禁止する区域)及び搬出制限区域(発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域)の設定及び適切な消毒ポイントの設置に活用する。

(2) 緊急連絡網の整備

本病を疑う異常家きんの早期通報及び円滑な情報伝達のため、動物愛護畜産課及び家畜保健衛生所は、全ての関係者の連絡先を網羅した緊急連絡網を整備し、情報収集、伝達体制の構築を図る。

(別表4) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生時の連絡体制

(別表1-1)

大阪府高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ 防疫対策本部(府対策本部)

【根拠】大阪府災害等応急対策実施要領

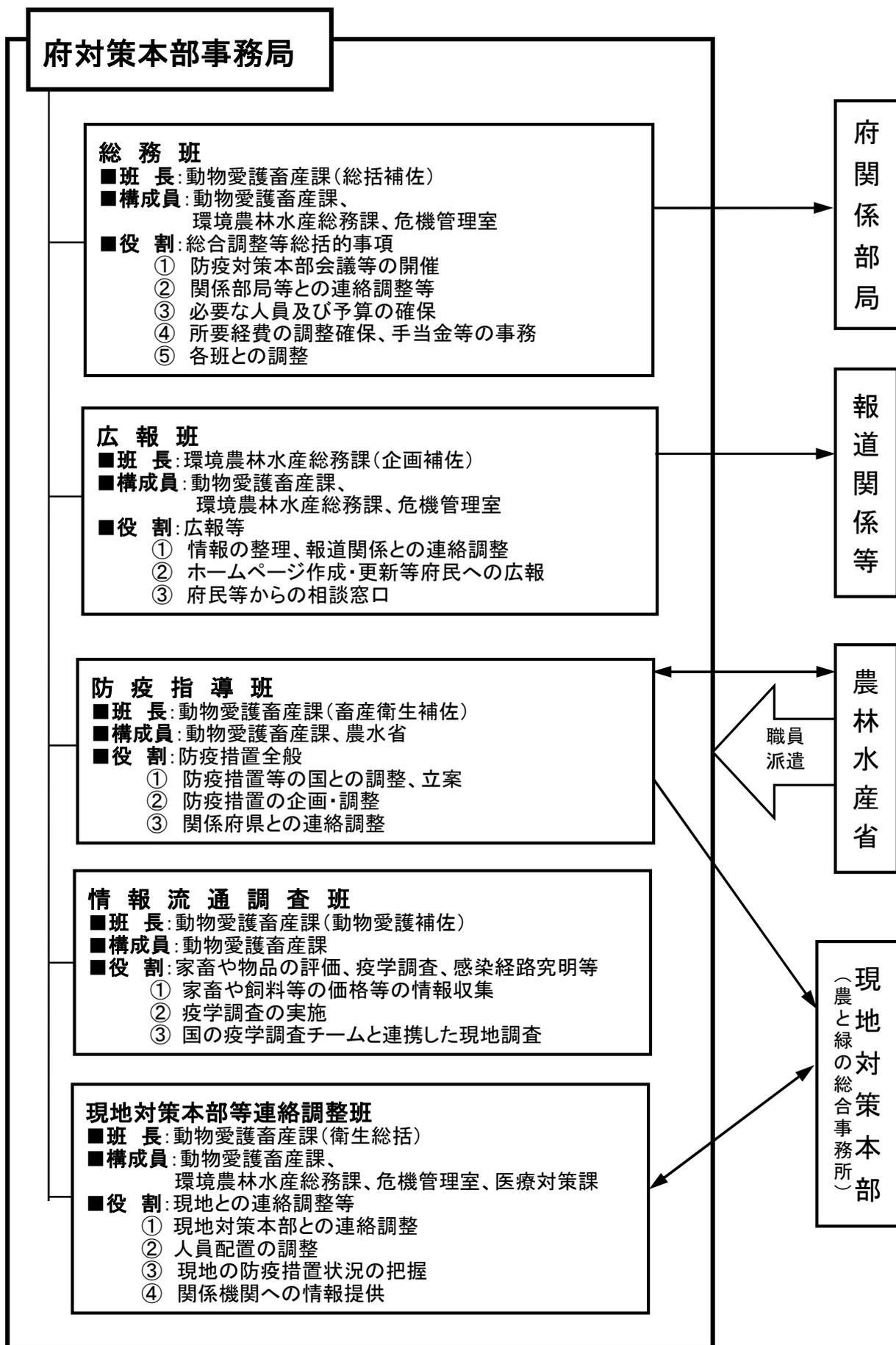
事務局： 環境農林水産部動物愛護畜産課
環境農林水産総務課
政策企画部危機管理室



(別表1-2) 府対策本部における各部局の役割

担当部局		事務事象
政策企画部	危機管理室	府対策本部の開催に関すること 情報の収集及び提供、連絡調整に関すること 自衛隊の派遣要請に関すること
	企画室（報道グループ）	報道機関への対応に関すること
健康医療部	健康医療総務課	関係部局等との連絡調整及び情報提供に関すること
	保健医療室	防疫作業員の健康管理に関すること 発生農家等の心身の健康に関すること 一般府民の健康に関すること 人用の抗インフルエンザ薬に関すること
	生活衛生室	食鳥処理場における対応に関すること 獣医師職員の協力に関すること 風評被害に関すること
都市整備部	都市整備総務課	現地対策本部への支援に関すること
警察本部	警備部警備第二課	防疫措置に対する警察支援活動に関すること
環境農林水産部	環境農林水産総務課	関係部局等との連絡調整及び情報提供に関すること 部内及び部外職員の動員調整に関すること 農と緑の総合事務所との調整に関すること 予算等の調整に関すること 畜産農家等への融資に関すること
	脱炭素・エネルギー政策課	現地対策本部への支援に関すること
	みどり推進室	現地対策本部への支援に関すること
	循環型社会推進室	汚染物品等の処理等への助言に関すること 現地対策本部への支援に関すること
	環境管理室	汚染物品等の処理等への助言に関すること 現地対策本部への支援に関すること
	農政室	現地対策本部への支援に関すること
	流通対策室	関係業界団体等への情報提供に関すること 現地対策本部への支援に関すること
	水産課	現地対策本部への支援に関すること
	動物愛護畜産課	対策本部事務局としての業務全般に関すること

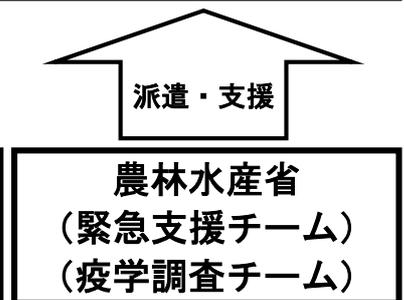
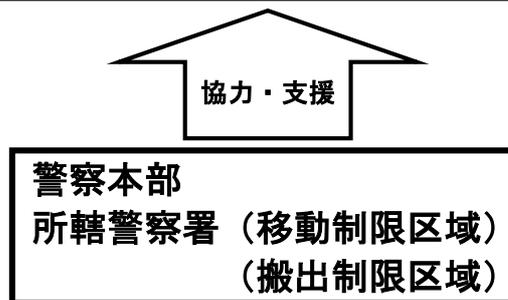
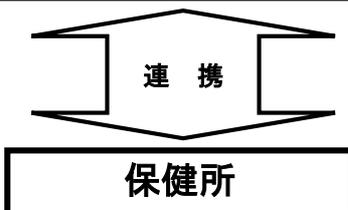
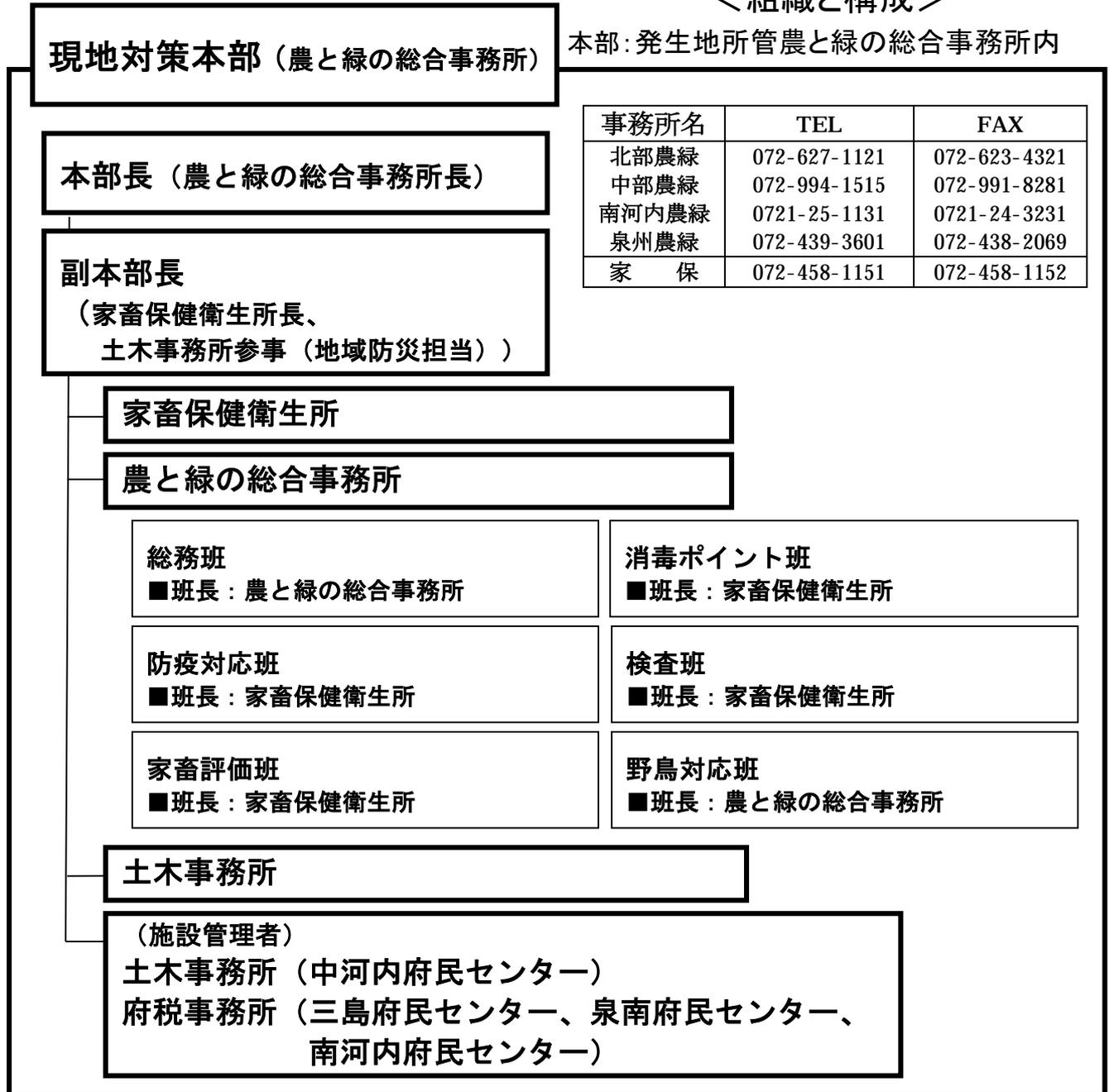
(別表1-3) 府対策本部事務局の役割



(別表2-1) 大阪府高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ現地防疫対策本部 (現地対策本部)

【根拠】大阪府災害等応急対策実施要領

＜組織と構成＞



(別表2-2) 現地対策本部と関係機関の各役割

○本部長

農と緑の総合事務所長：現地対策本部の統括

○副本部長

家畜保健衛生所長：防疫対策の専門的立場から本部長を補佐

土木事務所参事(地域防災担当)：危機管理の専門的立場から本部長を補佐

○家畜保健衛生所(家保)、農と緑の総合事務所(農緑)

班名	構成員	役割
総務班	農緑 家保	府対策本部、市町村、関係機関等との連絡調整 防疫活動の計画調整 防疫措置の進捗状況の把握、人員及び資機材の確保、その他庶務
防疫対応班	家保 家畜防疫員 農緑	発生農場からのウイルスのまん延防止 消毒、と殺、焼却等
家畜評価班	評価人 家保	と殺家畜及び汚染物品の評価の実施と手当金額の決定 (家伝法第58条)
検査班	家保 家畜防疫員	疫学関連農場等の調査 周辺農場の立入検査 移動・搬出制限遵守の徹底 清浄性確認検査等(GP等の検査を含む) 発症家きん等の病性鑑定
消毒ポイント班	家保 家畜防疫員 農緑	消毒ポイントの消毒作業と証明書発行 通行の制限(又は遮断)の実施
野鳥対応班	農緑	野鳥の調査等

○土木事務所：消毒ポイント設置に係る占用許可及び資材の貸出
中河内府民センタービル施設の利用調整

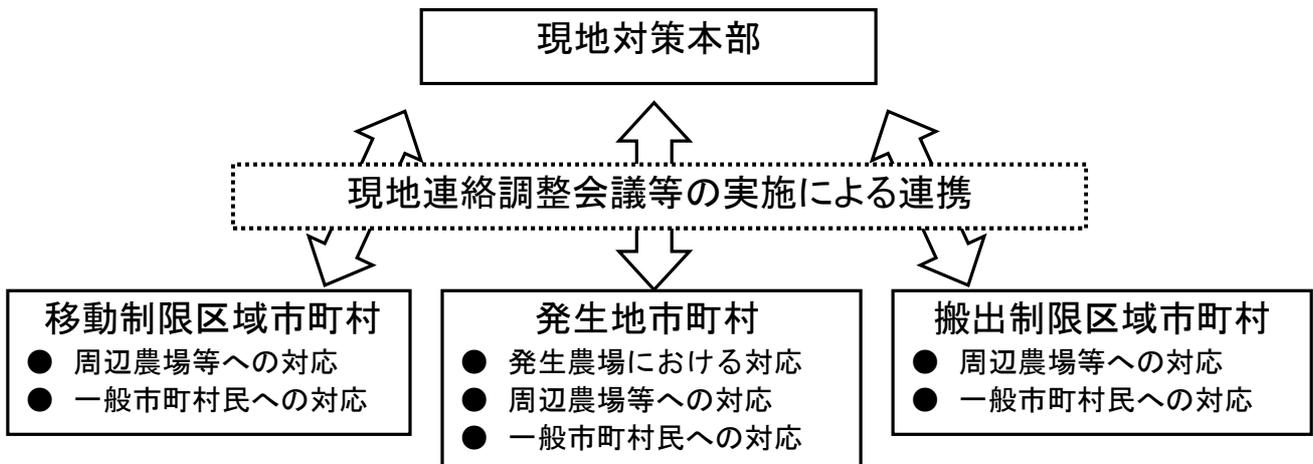
○府税事務所(三島、泉南、南河内)：府民センタービル施設の利用調整

○保健所：防疫担当職員に対する健康状況調査と保健指導
防護服の着脱指導 地元説明会への参画
必要に応じて、防疫作業従事者及び畜主の健康相談及び精神的ケアと調査 等

○警察本部、所轄警察署：通行制限、立入制限、消毒ポイントへの後方支援 等

○農林水産省：緊急支援チーム、疫学調査チームの派遣 等

(別表 2 - 3) 現地対策本部と市町村の連携



○高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生時の市町村の主な役割について

区 分	防疫対応項目	内 容
発生農場における対応	防疫作業員の現地詰所の確保等	防疫作業員の現地詰所の確保・設営 消毒水の確保
	防疫作業員集合場所の確保	作業員の集合・着替え場所の設営 作業後のシャワー等の準備
	防疫資材等の置き場の確保	防疫資材の一時保管場所の設営
	防疫作業員の送迎	職員の動員、車両の提供
	地元説明会の設営等	発生農場の周辺住民への説明会の通知・場所の設営 焼埋却予定地の周辺住民への説明会の通知・場所の設営
	焼埋却場所の確保	市町村内での調整
	立入制限への協力	農場への立入制限に関する協力
	通行遮断(制限)への協力	通行遮断等に係る調整、動員
周辺農場等への対応	消毒ポイントへの協力	ポイント設定に係る調整 消毒水の確保、搬送 職員の動員、車両の提供 作業員の送迎
	卵保管	場所の決定
	立入検査等への協力	職員の動員、検査員の送迎

(別表3)

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
発生危険レベル毎の防疫体制

○：実施 △：必要に応じ実施

体制	長	近隣諸国での発生	国内での発生		大阪府内		
			近隣府県以外	近隣府県(※1)	搬出制限区域設定(※2)	移動制限区域設定(※3)	発生
幹事会	環境農林水産部長			△	△	△	△
府対策本部	知事				△	△	○
現地対策本部	農と緑の総合事務所長				△	△	○
情報提供		○	○	○	○	○	○

※1 近隣府県で発生したが、大阪府は制限区域に入らない場合

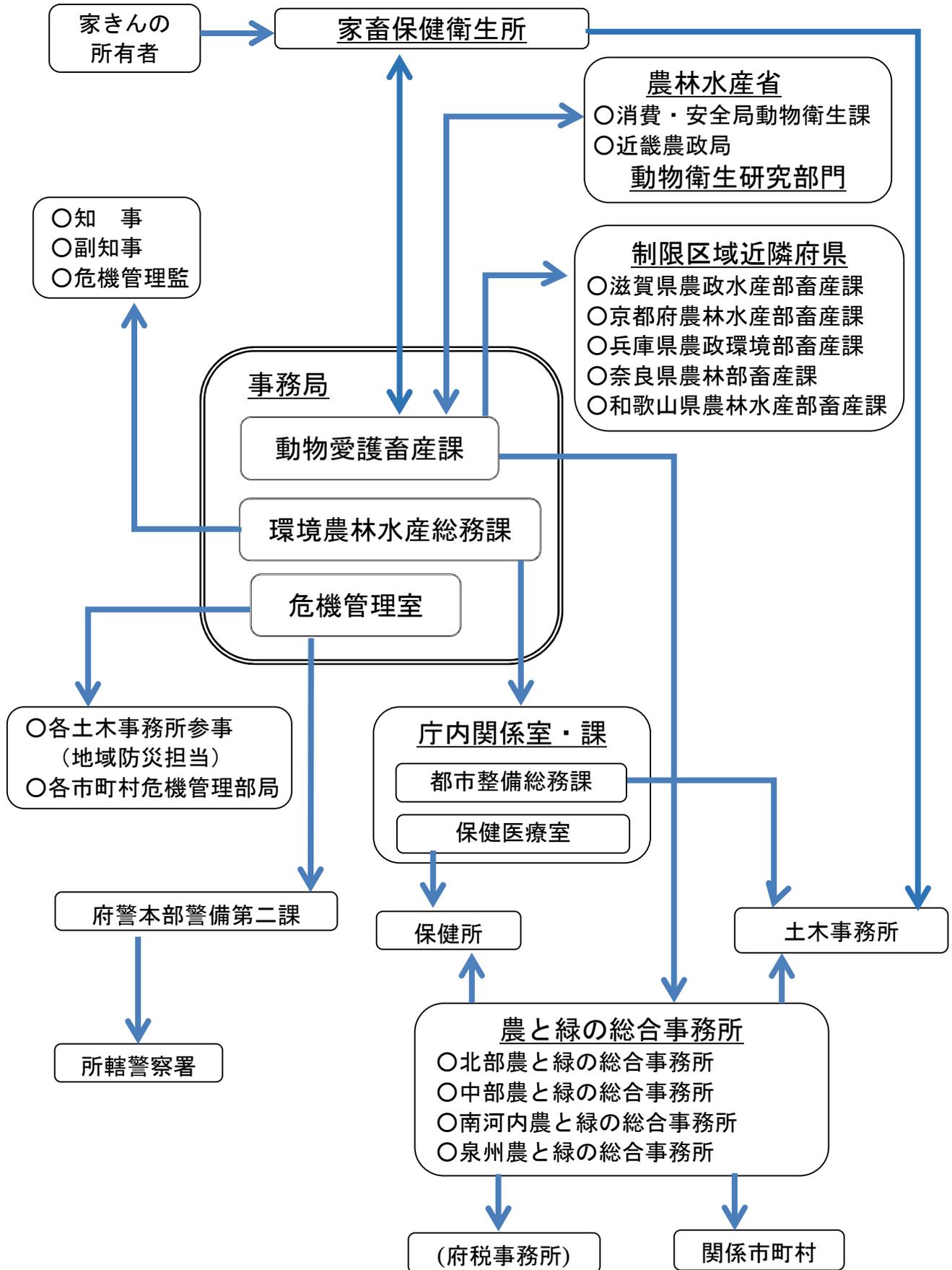
※2 近隣府県で発生し、大阪府内に搬出制限区域が設定される場合

※3 近隣府県で発生し、大阪府内に移動制限区域が設定される場合

必要に応じ実施 : 府県境での消毒ポイント設置の有無や府内での防疫対応の必要性を総合的に判断し決定する。

(別表 4)

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
発生時の連絡体制



4 焼却又は埋却方法の検討

本病の発生に際しては、焼却処理を原則としつつも、発生場所、発生の規模により死体及び汚染物品の処理について、まん延防止と防疫措置の早期完了を考慮し、様々なケースを想定する必要がある。

このため、動物愛護畜産課及び家畜保健衛生所は、市町村等が所管するクリーンセンター等で焼却が可能な施設をリストアップするとともに、焼却が困難な場合に備え、埋却可能な施設をリストアップするなど、円滑な死体等の処理体制の整備について検討する。

「と殺鳥等の焼埋却方法検討マニュアル-№.3」

5 防疫に必要な人員及び衛生資材の確保

動物愛護畜産課は、発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、現地対策本部構成員のほか防疫に必要な人員の確保を行う。家畜保健衛生所は、初動防疫並びにその後の防疫措置に必要な機器について、定期的に点検するとともに、消毒剤の在庫状況を把握し、必要により資材の更新や補完を進め、常に万全の体制を整えておくものとする。

6 自家用家きんの所有者への対応

動物愛護畜産課及び家畜保健衛生所は、関係機関の協力を得て、法第12条の4による定期報告により自家用家きんの所有者の所在地、飼育羽数、家きんの種類、連絡先等について、防疫マップを整備することとする。自家用家きんの所有者に対しては、市町村等と連携して、法に定める家畜を飼育していることの理解を求め、予防対策の徹底及び発生した際の防疫措置の対応について指導するものとする。

7 発生に備えた取り組み

動物愛護畜産課及び家畜保健衛生所は、発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、防疫措置のシミュレーションを行うとともに、関係機関の協力を得て、計画的に防疫演習（訓練等）を実施する。

8 相談窓口の設置

発生時には、発生地域の家きんの所有者や防疫措置従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることが想定されることから、公衆衛生部局等と連携し、精神的なケアが実施できる体制についても検討する。

第4 発生時の対応

1 異常家きんの届出等を受けた時の対応

(1) 家畜保健衛生所の対応

ア 異常家きんの届出等

本病を疑う異常を示した家きんの発生通報を受けた場合、あるいは異常家きんの発生に関する情報を入手した家畜保健衛生所は、内容を精査し、直ちに動物愛護畜産課に報告する。

「農場立入検査実施マニュアル・別紙様式1-No.4」

イ 家畜保健衛生所の指導

家畜保健衛生所は、アの届出等を受けた場合には、届出者等に対し、当該農場の飼育家きん及び家きんの死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

「農場立入検査実施マニュアル-No.4」

ウ 農場立入検査の実施

家畜保健衛生所は、家きんの所有者台帳により直近の基本情報を確認し、別に定める「農場立入検査実施マニュアル-No.4」に基づき、本病を想定し、病原体の拡散防止等の防疫措置に十分配慮した上で、立入検査を実施するとともに、現地において簡易検査を実施する。

エ 農場立入検査結果の報告

家畜保健衛生所長は、臨床症状、死亡状況、疫学的背景、簡易検査等の結果を、動物愛護畜産課へ報告する。

「農場立入検査実施マニュアル・別紙様式2-No.4」

なお、法第31条又は第51条の規定に基づく立入検査時に家畜防疫員が異常家きんを発見した場合にあっても、これに準じて対応する。

(2) 動物愛護畜産課の対応

ア 家畜保健衛生所からの報告

動物愛護畜産課は、家畜保健衛生所から次のいずれかを確認した報告（異常家きんの届出、発生農場立入検査報告）を受け、その旨を環境農林水産部長に報告するとともに、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に連絡し、協議する。

「農場立入検査実施マニュアル・別紙様式1-No.4」 (①の通報があった場合)

「農場立入検査実施マニュアル・別紙様式2-No.4」 (①、②を現地で確認した場合)

① 同一の家きん舎における1日の死亡率が一定の死亡率以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

② 簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が検出された場合。

イ 国との協議の結果、疑い事例であると確認した場合

① 連絡員を現地に派遣し連絡を密にする。

② 法第32条第1項及び大阪府家畜伝染病予防規則（以下、「大阪府規則」と

いう。)第2条のただし書きの規定に基づき、当該農場における以下の物品の移動制限を家畜の所有者に通知して行う。

(ア) 生きた家きん

(イ) 家きん卵(ただしGPセンター(液卵加工場を含む。以下同じ。)等で既に処理されたものを除く。)

(ウ) 家きんの死体

(エ) 敷料、飼料、排せつ物等

(オ) 家きん飼養器具

ウ 府対策本部会議

知事を本部長とした府対策本部会議の開催予定を関係機関へ通知する。

2 家畜保健衛生所による農場での措置等

1の(2)による動物衛生課との協議の結果を受けて、直ちに当該農場において以下の措置を講じる。

(1) 病性鑑定材料の採材

家畜防疫員は、「**病性鑑定実施マニュアルNo.5**」に基づき病性鑑定(遺伝子検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査)に供する材料(気管スワブ、クロアカスワブ、血液及び死亡家きん)を採材する。

(2) 移動制限等の指示

家畜防疫員は、以下の措置を講ずる。

ア 大阪府規則第2条(法第32条第1項)の規定に基づく家きん、物品等の移動制限の監視

イ 当該農場への関係者以外の者の立ち入りの制限

ウ 当該農場の出入り口及び農場で使用している衣類・使用器具消毒

「**農場立入検査実施マニュアルNo.4**」

(3) 疫学情報の収集

家畜保健衛生所は、1の(2)により動物愛護畜産課が動物衛生課に報告した場合、速やかに当該農場に関する疫学情報を収集し、動物愛護畜産課を通じて動物衛生課へ報告する。

「**疫学調査等実施マニュアルNo.6**」

3 陽性判定時に備えた準備

家畜保健衛生所と動物愛護畜産課は、1の(2)により動物衛生課に報告した場合は、「**陽性判定準備マニュアルNo.7**」に基づき、次の措置を講じ、その内容について、遅くとも4の(1)のアの遺伝子検査の結果が出る前に、動物衛生課に報告する。

(1) 当該農場における家きん舎等の配置の把握

(2) 周辺農場における家きんの飼育状況の整理

(3) 家きんのと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保(国や他の都道府県等

- からの人的支援の要否を含む)
- (4) 患畜等の死体の埋却地、焼却施設又は化製処理施設の確保（農林水産省の所有する移動式焼却炉の利用の有無を含む。）
 - (5) 消毒ポイントの設置場所の検討
 - (6) 当該農場の所在する市町村、隣接の都道府県その他の関係機関への連絡

4 家畜保健衛生所による病性鑑定等

(1) 病性鑑定の実施

病性鑑定班は、家畜保健衛生所で以下の検査を行う。

「病性鑑定実施マニュアル№.5」

ア H5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査（PCR検査及びリアルタイムPCR検査をいう。以下「遺伝子検査」という。）

イ 寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査

ウ ウイルス分離検査

また、検査の結果、インフルエンザウイルスが分離されず、他の伝染病を疑う場合には、別途追加の調査及び検査材料の採材等を行い、本病の完全な否定を行うとともに、当該伝染病への的確な対応を講じる。

(2) 病性鑑定の依頼

ア 病性鑑定依頼及び検査材料の搬送

家畜保健衛生所は、インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合又はH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された場合には、分離されたウイルス又は遺伝子検体を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動衛研」という。）に搬送し、ウイルスの性状判定あるいはウイルス遺伝子の病原性判定試験を依頼する。ただし、遺伝子検体の送付は、ウイルスが分離されず、農場における臨床症状等から至急に病原性判定試験を行う必要がある場合に行う。

イ 動物衛生課及び動衛研への連絡

家畜保健衛生所は、病性鑑定材料を送付することについて動物愛護畜産課に連絡し、動物愛護畜産課は、その旨を動物衛生課及び動衛研に連絡する。

5 モニタリング検査等で発見された場合の対応

(1) ウイルスが分離された場合

家畜保健衛生所は、動物愛護畜産課を通して動物衛生課と協議した上で、分離されたウイルスを動衛研に送付するとともに、分離したウイルスについてH5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査を実施する。

また、家畜防疫員を当該農場等に派遣し、死亡羽数の推移、疫学情報等を収集し、2の(1)及び(2)の措置を講ずる。

(2) ウイルスが分離されずに血清抗体検査のみが陽性となった場合

家畜保健衛生所は、動物愛護畜産課に連絡の上、家畜防疫員を当該農場等に派遣し、1の(1)のウ及び4の(1)の検査を実施する。

検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物愛護畜産課を通して動物衛生課と協議した上で、H5又はH7亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清を動衛研に送付する。

6 食鳥処理場から高病原性鳥インフルエンザを疑う旨の届出を受けた場合の対応

食鳥処理場から高病原性鳥インフルエンザを疑う旨の届出を受けた場合には、家畜防疫員を当該食鳥処理場及び出荷農場に派遣し、食鳥処理場および出荷農場において「**農場立入検査実施マニュアルNo.4**」に準じた措置を講じる。なお、異常家きんが大阪府外の農場から出荷された家きんであることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県畜産主務課にその旨を連絡する。

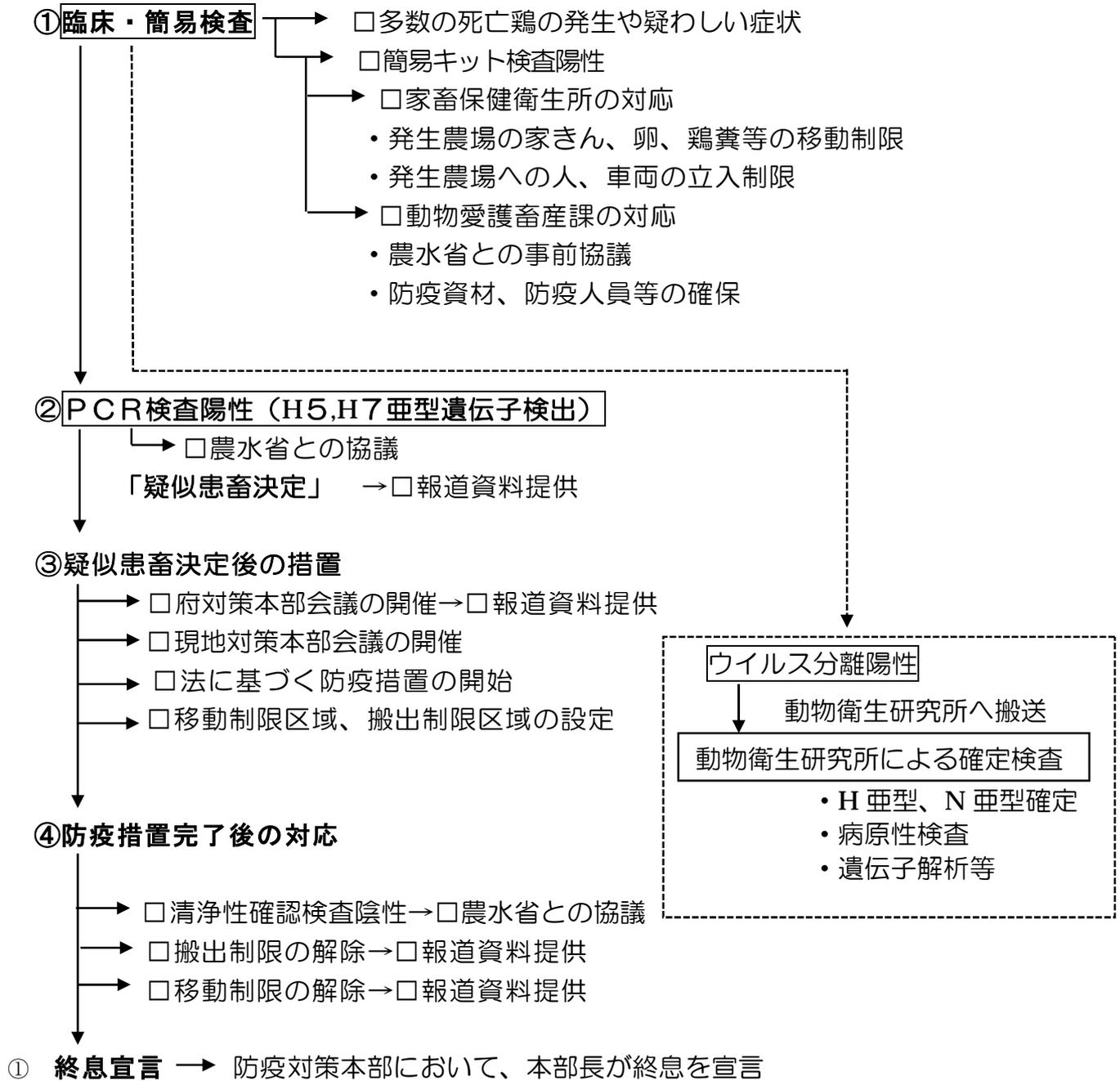
(別表5) 高病原性鳥インフルエンザ防疫対策フロー

(別表6) 発生農場等の府の公表基準

(別表7) 通常想定される検査の流れ

(別表5) 高病原性鳥インフルエンザ防疫対策フロー
(異常鶏発生から終息宣言までの流れ)

■異常鶏の発生を確認(立入検査)



(別表6) 発生農場等の府の公表基準

	戸数	所在地 (市町村名)	制限区域図	農場の 名称及 び所有 者氏名	飼養羽数
発生農場 (※1)	○	○	○	—	○
疫学関連家畜 飼養農場 (※2)	検査 陽性	○	○	—	○
	検査 陰性	○	—	—	—
制限区域内農場 (※3)	○	○	—	—	○

○:開示 —:非開示

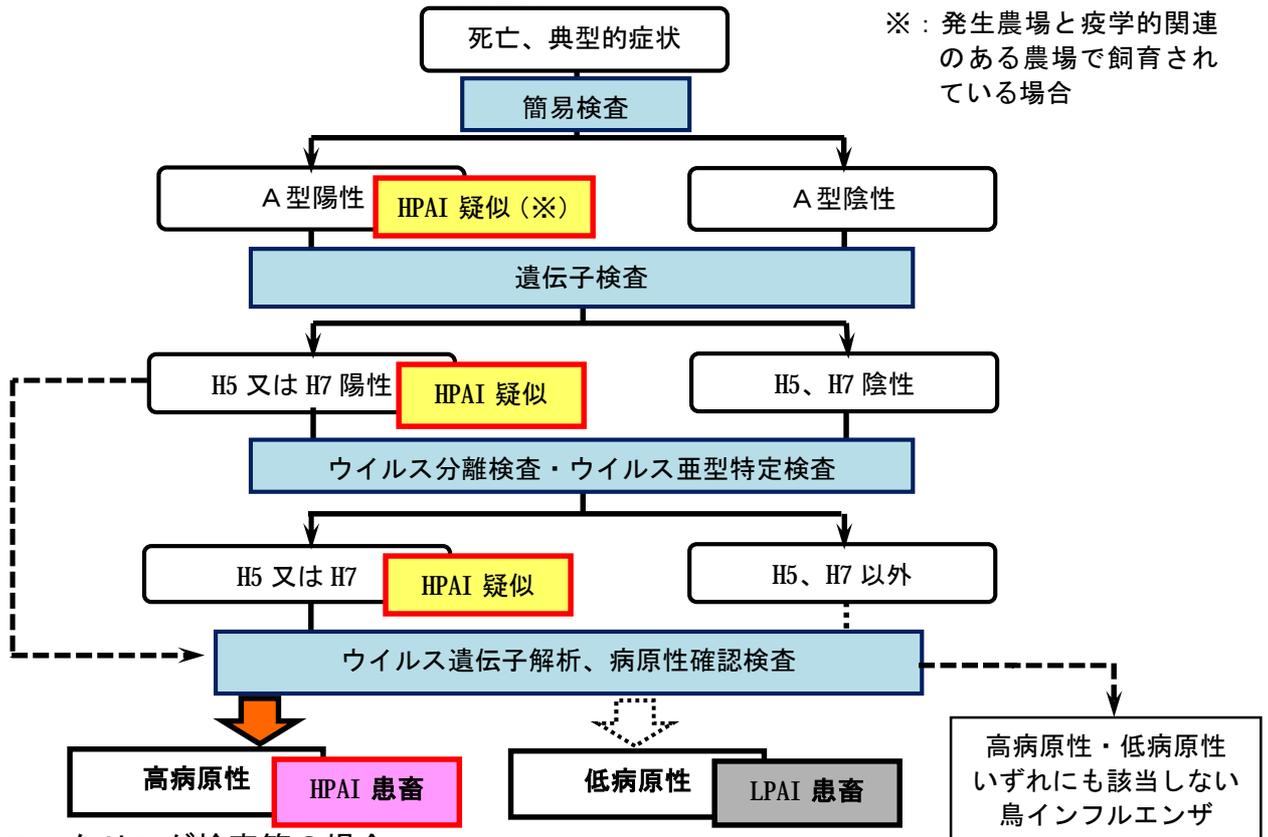
(※1)発生農場 : 農場より異常家さんの届出があり、患畜もしくは疑似患畜となった農場。
発生農場を中心に制限区域を設定することから制限区域の図を公表する。
農場の名称及び所有者氏名については非開示とする。

(※2)疫学関連家畜飼養農場 : 疫学調査の結果、ウイルスに汚染されたおそれのある家さん等。
検査陽性の場合、当該家畜を飼養する農場は全頭疑似患畜となり防疫措置の対象となるが、制限区域は設定されない。
検査陰性の場合、防疫措置の対象とはならないため、プライバシーに配慮し、検査結果のみ公表とし、市町村名、氏名、飼養羽数については公表を差し控える。

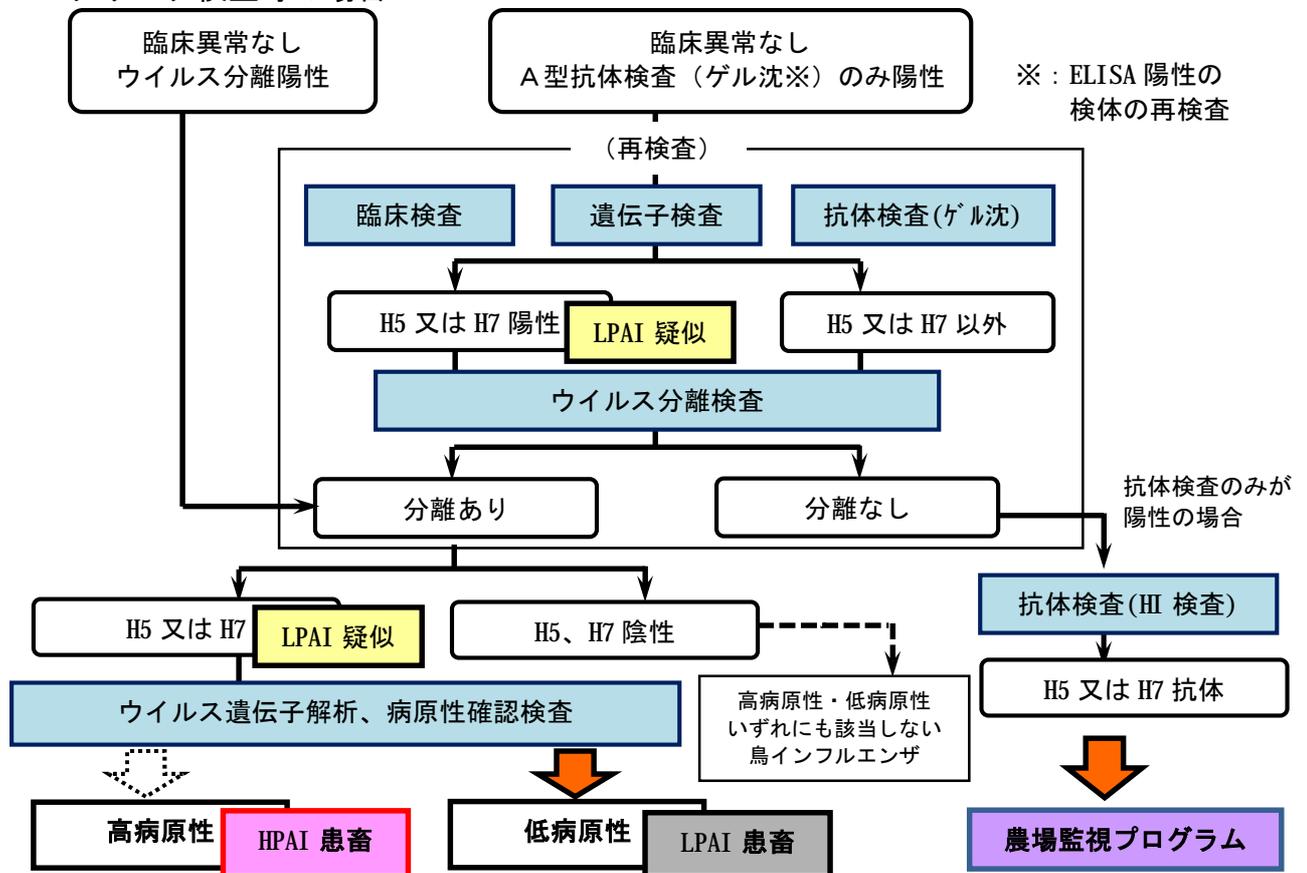
(※3)制限区域内農場 : 発生農場を中心に設定される移動制限区域及び搬出制限区域内に所在する農場。
制限区域の設定を公表する際に併せて、対象農場について公表する。

(別表6) 通常想定される検査の流れ (鶏の検査で通常想定されるもの)

1 異常家きんの届出・通報があった場合



2 モニタリング検査等の場合



HPAI: 高病原性鳥インフルエンザ、LPAI: 低病原性鳥インフルエンザ

第5 病性の決定

1 病性の判定

次の（１）及び（２）により農林水産省が病性を判定する。動物愛護畜産課は動物衛生課より判定結果の連絡を受ける。

（１）異常家さんの届出・通報があった場合

ア 死亡率の推移、家畜保健衛生所が行う臨床検査、簡易検査及び遺伝子検査の結果により判定する。なお、異常家さんが発生農場と疫学的関連のある農場（当該患畜又は疑似患畜が確認された農場と同一の飼料運搬車が出入している農場等）で飼育されている場合には、遺伝子検査の結果によらず、簡易検査の結果により判定することができる。

イ アにより病性が判定されなかった場合には、家畜保健衛生所が行うウイルス分離検査及び動物衛生研究所が行うウイルスのHA亜型を特定する検査（以下「ウイルス亜型特定検査」という。）の結果に基づき判定する。

ウ イにより病性が判定されなかった場合には、イにより分離されたウイルスについて動物衛生研究所が行う病原性判定試験（鶏への接種試験及びHA領域の遺伝子解析をいう。以下同じ。）の結果に基づき判定する。

（２）モニタリング検査で発見された場合など臨床的異常所見を伴わず検査結果が陽性となった場合

ア インフルエンザウイルスが分離された場合には、家畜保健衛生所が行う遺伝子検査並びに動物衛生研究所が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。

イ 血清抗体検査のみが陽性となった場合には、家畜保健衛生所が速やかに実施する再検査（臨床検査、遺伝子検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査）を踏まえ、次のとおり判定する。

- ① 再検査の結果、臨床症状が確認された場合には、（１）により判定する。
- ② 再検査の結果、臨床症状が確認されなかった場合には、家畜保健衛生所が行う遺伝子検査の結果に基づき判定する。
- ③ ②により病性が判定されない場合には、家畜保健衛生所が行うウイルス分離検査並びに動物衛生研究所が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。
- ④ ③によりウイルスが分離されず、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生研究所が行う抗体のHA亜型を判別する検査（HI試験）の結果に基づき、第15の農場監視プログラムの適用を判断する。

2 患畜及び疑似患畜

（１）高病原性鳥インフルエンザ

病性判定の結果等に基づき、次の家さんを高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜とする。

ア 患畜

- ① 分離されたウイルスが病原性判定試験により病原性が高いと判断される家きん
- ② 遺伝子検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、かつ、HA領域の遺伝子解析により高病原性と判断される配列が検出された家きん

イ 疑似患畜

- ① 患畜が確認された農場で飼育されている家きん
- ② 死亡、チアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認された農場において飼育されており、かつ、次のいずれかに該当する家きん
 - (ア) 患畜又は疑似患畜（②（ア）を除く。）に掲げる家きんに限る。）が確認された農場と疫学的関連のある農場で飼育されており、簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が検出された家きん
 - (イ) 遺伝子検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された家きん
 - (ウ) 分離されたウイルスについて、遺伝子検査でH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はHI試験によりH5又はH7亜型であることが確認された家きん
 - (エ) 血清抗体検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きん
- ③ ②に掲げる家きんが確認された農場において飼育されている家きん
- ④ 患畜又は疑似患畜（②に掲げる家きんに限る。）が確認された農場で家きんの飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼育されている家きん
- ⑤ 疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（②に掲げる家きんに限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合には、発症日。以下「病性判定日」という。）から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん
- ⑥ 疫学調査の結果等により、病性判定日から遡って7日目の日前に患畜又は疑似患畜（②に掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん

ウ 留意事項

簡易検査の結果に基づき疑似患畜と判定された場合の対応については次のとおりとする。

イの②の（ア）に基づき判定された疑似患畜が確認された農場と疫学的関連がある農場において、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認され、当該農場の飼育家きんの簡易検査でA型インフルエンザウイルスの抗原が確認された場合、当該家きんはイの②の（ア）に基づき判定された疑似患畜とみなす。

（2）低病原性鳥インフルエンザ

病性判定の結果等に基づき、次の家きんを低病原性鳥インフルエンザの患畜又は

疑似患畜とする。ただし、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定されるものを除く。

ア 患畜

分離されたウイルスがH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスであつて、病原性判定試験により病原性が低いと判断される家きん

イ 疑似患畜

- ① 患畜が確認された農場で飼育されている家きん
- ② 血清抗体検査でA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場において、採材した検体についての遺伝子検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な遺伝子が検出された家きん
- ③ 分離されたウイルスについて、遺伝子検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はHI試験によりH5又はH7亜型であると確認された家きん
- ④ 血清抗体検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場で飼育されており、抗体の陽転又は抗体価の上昇が確認された家きん
- ⑤ ②から④までに掲げる家きんが確認された農場において飼育されている家きん
- ⑥ 患畜又は疑似患畜（②から④までに掲げる家きんに限る。）が確認された農場で家畜の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼育されている家きん
- ⑦ 疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（②から④までに掲げる家きんに限る。）の病性判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん
- ⑧ 疫学調査の結果等により、病性判定日から遡って7日目の日前に患畜又は疑似患畜（②から④までに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであつて、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん

3 農場監視プログラムの対象家きん

ウイルスが分離されずに、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が検出された家きんを飼育する農場については、第15の農場監視プログラムを適用する。

第6 病性の決定後の対応

(1) 対策本部会議の招集

防疫措置とこれに関する事務の適正かつ円滑な運営を図るため、「府対策本部会議」及び「現地対策本部会議」を招集する。

(2) 情報提供

家きんが患畜又は疑似患畜であると判定された場合、当該農場から半径3キロメートル以内の府内家きん飼養農場及びその他必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜の住所を情報提供する。

発生農場の情報を提供する際又は事前に、情報提供を受ける者に対して、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、情報の目的外使用、漏えいのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、インターネット上への掲載は厳に慎むよう指導を行う。

(3) 発表

発表は、防疫指針第6の3に基づき、あらかじめ動物衛生課と発表の概要、今後の防疫の対応方向等について調整した上で、府と農林水産省の両方で行う。

(4) 防疫措置に必要な人員の確保

府対策本部は、第4の3の(3)により計画した家きんのと殺に当たる人員の他、防疫措置等全般に必要な人員に関する計画を立て、関係機関及び関係団体の協力を得て、必要な人員を速やかに確保する。

府対策本部は、発生状況等に応じて、府だけでは対応が困難と判断される場合には、他府県の家畜防疫員及び関係機関の人員の派遣について動物衛生課と協議を行う。

「発生時防疫体制及び動員マニュアル-No.8」

(5) 農林水産省等からの派遣

府対策本部及び現地対策本部では、農林水産省から派遣される次の職員と連携・協力して防疫措置等を行う。

ア 国の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員

イ 国の防疫方針の改定（緊急防疫指針の決定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家

ウ と殺及び埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的防疫措置をサポートする緊急支援チーム

エ 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会に設置する疫学調査チーム

(6) 公示、通報及び報告

府対策本部は、法第13条第4項に基づき本病の発生を公示するとともに、関係機関に通報及び報告を行う

第7 発生農場における防疫措置

1 基本事項

- (1) 防疫指針及び本要領に基づき防疫措置を実施する。
- (2) 発生農場において日常作業を行っている者は、まん延防止及び公衆衛生上の観点から、原則として防疫作業にあたらせないこととする。
- (3) 当該農場の所有者又は管理者に対し、野鳥及び野生動物の侵入防止、ハエ等の衛生害虫の駆除の徹底並びに排水口の閉鎖を指導する。

「発生農場からの病原体散逸防止対応マニュアル-No.9」

- (4) 防疫作業に従事する者は、防疫服、マスク、ゴーグル、手袋等を必ず着用し、感染防止に努めるよう十分留意する。

「防疫作業実施マニュアル-No.10」

また、予防投薬等の感染防止については、健康医療部及び医療関係者の協力を求める。

2 防疫措置実施に関する留意事項

- (1) 現地対策本部は、事前に現地調査を行い、農場の建物の配置等を考慮して、テント等の設営場所、資材置場等について検討するとともに、総括責任者、各作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にする。
- (2) 家畜防疫員は、家きんの所有者に対し、本病の概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、法第52条の3の規定により行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てをすることができないことについて、遺漏なく説明する。
- (3) 現地の総括責任者は、鳥種別のと殺予定羽数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ府対策本部に確認し、その指示を受けるものとする。
- (4) 感染経路の究明のために行う検体の採取にあたっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼育状況や発生状況に応じて、動物衛生課と協議して決定する。
- (5) 発生農場の外部の見やすい場所に発生の標示と立入禁止の掲示を行い、門を閉じるか綱を張るなどし、出入口数を必要最小限に限定し、当該出入口には、消毒槽及び噴霧消毒施設を設ける。

「発生農場立入制限実施マニュアル-No.11」

- (6) ウイルスに汚染するおそれのあるすべてのもの（庭及び道路を含む。）に十分な

消毒液を散布する。この場合において、家きんの管理等に使用した衣類、飼養管理用器具等についても同様とする。

「初動防疫時の緊急消毒実施マニュアル-№.1 2」

3 と殺

「と殺実施マニュアル-№.1 3」

(1) と殺の場所

と殺は、原則として鶏舎内で病性の判定後24時間以内に行うこととし、やむを得ず鶏舎外でと殺する場合は、ケージ等を用意し、ウイルスの拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。

(2) 調査等

感染経路の究明のため、と殺時に発症している家きんの病変部位、発症家きんがいる場所等を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家きんを含めて、飼育規模に応じた検査材料の採材を行う。

(3) 焼埋却の待機時

と殺後、直ちに焼却又は埋却が行えない場合は、一旦、容器の消毒又は死体の消毒を行う。

4 死体の処理

(1) 焼却又は埋却

原則として、患畜又は疑似患畜と判定した後72時間以内に焼却することとするが、焼却が困難な場合は、発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却する。

(2) 死体等の移動

焼却を行う場所が移動制限区域又は搬出制限区域を超える場合や飼育規模、農場の地勢等により（1）の措置が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、当該死体の消毒、不浸透性容器への密封等必要な措置を講じた上で、当該死体を焼却場所や他の場所へ運搬し、処理を行う。

「発生農場からの死体等の搬出及び処理マニュアル-№.1 4」

(3) 処理を行う場所の選定

処理を行う場所の選定に当たっては、所有者、市町村及び関係者と事前に十分協議する。埋却の場合は、土質、地下水の高低、水源との関係、臭気対策等を市町村及び関係部局と協議する。

(4) 処理方法

焼却又は埋却する場合は、法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表2の基準により行う。

5 汚染物品の処理

(1) 発生農場における次の物品は、汚染物品として、原則として焼却することとするが、焼却が困難な場合は、発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却する。汚染物品の処理については、①農場内の全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点で、②発酵のための封じ込め措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、汚染物品の処理が完了したとみなすことができる。

ア 家きんの卵（ただし、病性判定日から遡って7日目の日前に採取され区分管理されていたもの、GPセンター（液卵加工場を含む。以下同じ。）等で既に食用に処理されていたもの及び種卵を除く。）

イ 種卵（ただし、病性判定日から遡って21日目の日前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

ウ 排せつ物

エ 敷料

オ 飼料

カ その他ウイルスにより汚染されたおそれのある物品

(2) 汚染物品を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、死体と同様の措置を講ずる。

「発生農場からの死体等の搬出及び処理マニュアル-No.14」

6 消毒等

「発生農場消毒実施マニュアル-No.15」に基づき実施する。

7 防疫従事者の入場時及び退場後の対応

「防疫作業実施マニュアル-No.10」に基づき対応する。

8 家きんの評価

(1) 患畜であることの有無

患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についての評価額とし、家きんが患畜又は疑似患畜であることは、考慮しない。

(2) 評価額

評価額は、原則として、当該家きんの導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて産出する。）を加算した額とし、これに産卵供用残存期間等を考慮し、必要な加算又は減算を行う。

家きんの評価額の算定方法は、原則として防疫指針の別紙2により行う。

(3) 写真撮影

家きんの所有者等は、と殺に先立ち、家きんの評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる代表的な個体について、体格が分かるように写真を撮影する。

第8 通行の制限

1 発生農場周辺の通行の制限又は遮断

現地対策本部は、本病の発生の確認後速やかに、警察及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤・通学、医療・福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。

「通行の制限実施マニュアル-No.16」

2 72時間経過後の措置

法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、必要な通行の制限が確実に実施できるよう、あらかじめ調整する。

3 通行の制限等の手続き、標示等

通行の制限又は遮断の手続き、標示等については、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第5条の規定に基づき行うこととし、原則として、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明する。なお、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定

1 制限区域の設定

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

ア 移動制限区域

- ① 府対策本部は、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜の判定後、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3 km以内の区域について、家きん等の移動を禁止する区域として設定する。ただし、動物衛生課と協議の上、判定前であっても高病原性鳥インフルエンザである可能性が高いと認められる場合には、判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。
- ② 府対策本部は、発生農場における感染状況等から通報が遅れたことが明らかであり、かつ、疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径10 km以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、10 kmを超えて設定する。

イ 搬出制限区域

府対策本部は、原則として、発生農場を中心とした半径10 km以内の移動制限区域に外接する区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域として設定する。

なお、アの②の場合には、移動制限区域の外縁から10 km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

ウ 食鳥処理場で発生した場合

府対策本部は、食鳥処理場に所在する家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

- ① 原則として、当該食鳥処理場を中心とした半径1 km以内の区域について、移動制限区域として設定する。
- ② 当該家きんの出荷元の農場を中心として、ア及びイに準じて移動制限区域及び搬出制限区域を設定する。

(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合

ア 移動制限区域

- ① 府対策本部は、低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜の判定後、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径1 km以内の区域について、移動制限区域として設定する。
- ② 府対策本部は、発生農場における感染状況等から通報が遅れたことが明らかであり、かつ、疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径5 km以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、5 kmを超えて設定する。

イ 搬出制限区域

府対策本部は、原則として、発生農場を中心とした半径5 km以内の移動制限区域に外接する区域について、搬出制限区域として設定する。

なお、アの②の場合には、移動制限区域の外縁から5 km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

(3) 制限区域の設定方法

ア 移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道等その他境界を明示するのに適当なものに基づき設定する。

イ 移動制限区域又は搬出制限区域が複数の府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該府県の間で十分に協議を行う。

ウ 移動制限区域及び搬出制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

① 現地対策本部は移動制限区域及び搬出制限区域内の家きんの所有者及び市町村へ、府対策本部及び現地対策本部は第4の1の(2)のウに示した関係者へ通知する。

② 府対策本部は報道機関への公表等を通じた広報を行う。

③ 現地対策本部は主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域との境界地点での標示を行う。

(4) 家きんの所有者への連絡

府対策本部が移動制限区域及び搬出制限区域の設定を行った後、現地対策本部は、速やかに、当該地域内の家きんの所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。自家用家きん所有者等に対しては、府対策本部及び市町村等の協力を得て周知を図る。

「制限区域内の家きん所有者への情報提供及び指導実施マニュアル-No.17」

(5) 移動制限区域内及び搬出制限区域内の農場への指導

家畜防疫員は、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合には、移動制限区域及び搬出制限区域内の全ての家きんの所有者を対象に、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数を報告するよう求める。

「制限区域内の家きん所有者への情報提供及び指導実施マニュアル-No.17」

2 制限区域の変更

(1) 制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域及び搬出制限区域を拡大する。

(2) 制限区域の縮小

1の(1)のアの①又は1の(2)のアの①の区域を超えて移動制限区域の設定・拡大を行った場合であって、発生状況及び周辺農場の清浄性確認の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を高病原性鳥インフルエンザの場合は半径3kmまで、低病原性鳥インフルエンザの場合は半径1kmまで縮小することができる。その際、高病原性鳥インフルエンザの場合は、発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域を、低病原性鳥インフルエンザの場合は、発生農場を中心とした半径5km以内の移動制限区域に外接する区域をそれぞれ搬出制限区域として設定する。

3 制限区域の解除

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

ア 移動制限区域

次の要件をいずれにも該当する場合に解除する。

- ① 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく家きん舎等の消毒（1回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施する第12の2の（2）の清浄性確認検査により全て陰性を確認すること。
- ② 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後21日が経過していること。

イ 搬出制限区域

アの①の検査により全て陰性を確認した時に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合

ア 移動制限区域

高病原性鳥インフルエンザの場合と同様に、（1）のアの要件のいずれにも該当する場合に解除する。

イ 搬出制限区域

第12の2の（1）の発生状況確認検査において、移動制限区域及び搬出制限区域内の全ての農場で陰性を確認した時に解除する。

4 制限の対象

- (1) 生きた家きん
- (2) 家きん卵（ただし、GPセンター等で既に食用に処理されていたものを除く。）
- (3) 家きんの死体
- (4) 敷料、飼料、排せつ物等
- (5) 家きん飼養器具

5 制限の対象外

「制限の対象外マニュアル-No.18」

発生状況確認、清浄性の確認状況、ウイルスの拡散防止措置状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、次の（1）から（9）の対象外を設けることができる。

- (1) 移動制限区域内の家きん卵（種卵を除く）のGPセンターへの出荷

「移動制限区域内の家きん卵の出荷取扱マニュアル-No.19」

- (2) 移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷

「移動制限区域内の家きんの出荷取扱マニュアル-No.20」

- (3) 移動制限区域内の種卵のふ卵場への出荷と当該種卵から生まれたひなの出荷

「移動制限区域内のふ卵場・ひな出荷取扱マニュアル-No.21」

- (4) 移動制限区域内のふ卵場のひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）の出荷

「移動制限区域内のふ卵場・ひな出荷取扱マニュアル-No.21」

- (5) 搬出制限区域内の家きん・家きん卵（種卵を含む。）・ひなの食鳥処理場・GPセンター・ふ卵場・農場への出荷

「搬出制限区域内の家きん・家きん卵（種卵を含む。）・ひな出荷取扱マニュアル
-No.22」

(6) 制限区域外の家きん・家きん卵（種卵を含む。）・ひなの移動制限区域内の食鳥
処理場・GPセンター・ふ卵場・農場等への出荷

「制限区域外の家きん・家きん卵（種卵を含む。）・ひなの移動制限区域内への
出荷・通過取扱マニュアル-No.23」

(7) 敷料等の処分のための移動

「敷料等の処分のための移動取扱マニュアル-No.24」

(8) 制限区域外の家きんの死体の処理施設への移動

「敷料等の処分のための移動取扱マニュアル-No.24」

(9) 制限区域外の家きん等の通過

「制限区域外の家きん・家きん卵（種卵を含む。）・ひなの移動制限区域内への
出荷・通過取扱マニュアル-No.23」

(10) 異状発見時の措置

上記の移動制限の対象外となり、家きん、家きん卵又はひなの移動を行っている農
場又はふ卵場に、本病を疑う異状が認められた場合には、直ちに、家きん、家きん卵
及びひなの移動を禁止する。

当該禁止は、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザによる症状
でないことが明らかとなるまで、継続する。

(別表7) 移動・搬出制限の対象外の概要

出荷元	出荷先	食用家きん (農場→食鳥 処理場)	食用卵 (農場→GPセ ンター)	種卵 (農場→ふ卵 場)	ひな (移動制限内 の種卵 に由来するも の) (ふ卵場→農 場)	ひな (移動制限外 の種卵 に由来するも の) (ふ卵場→農 場)
移動制限区域	移動制限区域	△(2)	△(1)	△(3)	△(3)	△(4)
	搬出制限区域	×	△(1)	△(3)	△(3)	△(4)
	制限区域外	×	△(1)	△(3)	△(3)	△(4)
搬出制限区域	移動制限区域	△(5)	△(5)	△(5)	△(3)	△(5)
	搬出制限区域	○	○	○	△(3)	○
	制限区域外	△(5)	△(5)	△(5)	△(3)	△(5)
制限区域外	移動制限区域	△(6)	△(6)	△(6)	△(3)	△(6)
	搬出制限区域	○	○	○	△(3)	○
	制限区域外	○	○	○	○	○

○：条件無しで移動可能

△：条件付きで移動可能

×：移動不可

(数字は本文中の条件(第9の5の(1)～(6))に対応)

第10 家きん集合施設の開催等の制限

1 移動制限区域の制限

府対策本部は動物衛生課と協議の上、大阪府規則第31号第3条において準用する同規則第2条（法第33条及び第34条）に基づき、告示により、移動制限区域内における以下の事業の実施、催物の開催等を停止する。

- (1) 食鳥処理場（食肉加工場を除く）：新たな家きんの受入
- (2) GPセンター：新たな食用卵の受入（ただし、家きん舎の集卵ベルトとラインが直結しているようなGPセンターにおける併設家きん舎からの受入については除く。この場合には併設家きん舎において移動制限区域内の家きん卵の移動・出荷マニュアルNo.19の検査で陰性が確認されるまでは、当該GPセンターからの食用卵の出荷を行わないこと）
- (3) ふ卵場：新たな種卵の受入（ふ卵業務は継続することができるが、ふ化した初生ひなの出荷は移動制限の対象。）
- (4) 品評会等の家きんを集合させる催物

2 搬出制限区域内の制限

府対策本部は、動物衛生課と協議の上、大阪府規則第31号第3条において準用する同規則第2条（法第33条及び第34条）に基づき、告示により、搬出制限区域内における品評会等の家きんを集合させる催物の開催を禁止する。

3 汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場の制限

府対策本部は、動物衛生課と協議の上、汚染物品に該当する種卵が搬入されていることが判明したふ卵場に対し、新たな種卵の受け入れの停止、初生ひなの出荷一時停止等の必要な措置を指示する。

また、当該ふ卵場が4の(3)の再開の要件を満たすことを確認し、当該ふ卵場内の汚染物品となる全ての種卵の隔離又は処分が完了した場合、動物衛生課と協議の上、種卵の受け入れの停止及び初生ひなの出荷一時停止を解除することができる。

なお、出荷を一時停止している期間において、当該ふ卵場内にある種卵（汚染物品となるものを除く）から生まれる初生ひなについては、「搬出制限区域内の家きん・家きん卵（種卵を含む。）・ひな出荷取扱マニュアルNo.22」に基づく出荷時の検査により陰性を確認することで、動物衛生課と協議の上、出荷することができる。

4 制限の対象外

「施設の制限の対象外マニュアルNo.25」

- (1) GPセンター等の再開
移動制限区域内のGPセンターは、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。
- (2) 食鳥処理場の再開
移動制限区域内のGPセンターは、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。
- (3) ふ卵場の再開
移動制限区域内のふ卵場は、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。

(4) 事業の再度禁止

府対策本部は、規定に基づき事業を再開した施設において、遵守事項が遵守されていないことを確認した場合には、当該施設における事業の実施を再度禁止する。

第11 消毒ポイント

1 消毒ポイントの設置

府対策本部は、法第28条の2に基づき、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、警察、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置し、現地対策本部に運営させる。

「消毒ポイント設置マニュアル-No.26」

2 消毒ポイントの設置場所

具体的な消毒ポイントの設置場所については、発生農場周辺（当該農場からおおむね半径1kmの範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所を選定する。また、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。

第12 ウイルスの浸潤状況の確認

1 疫学調査

「疫学情報収集マニュアルNo.27」

(1) 調査の実施方法

現地対策本部は、「疫学調査等実施マニュアルNo.6」による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等によりウイルスに汚染したおそれのある家きん（以下、「疫学関連家きん」という。）に関する調査を実施し、極力短期間で完了させる。

(2) 疫学関連家きん

調査の結果、疫学関連家きんと認められたものは、大阪府規則第31号第2条ただし書き（法第32条第1項）の規定に基づき移動を禁止し、臨床症状の観察を行うとともに、患畜又は疑似患畜との接触後14日を経過した後に、高病原性鳥インフルエンザの場合は臨床検査及び簡易検査、低病原性鳥インフルエンザの場合は臨床検査及び血清抗体検査を行う。

2 制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

現地対策本部は、患畜又は疑似患畜の判定後、原則として24時間以内に次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める農場（家きんを100羽以上飼育する農場（だちょうにあっては、10羽以上飼養する農場）に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

① 高病原性鳥インフルエンザの場合 移動制限区域内の農場

② 低病原性鳥インフルエンザの場合 制限区域内の農場

「発生状況検査マニュアルNo.28」

(2) 清浄性確認検査

制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、（1）と同様の検査を行う。

3 1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

(1) 1の(2)の検査で異状又は陽性が確認された場合、府は第4の2に準じた検査を行い、農林水産省は第5の判定を行う。さらに、2の検査で陽性が確認された場合、農林水産省は第5の判定を行う。

(2) 農林水産省は1の調査及び2の検査の結果並びに(1)において行う第5の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。

4 検査員の遵守事項

検査を行う者は、次の事項を遵守する。

(1) 発生農場の防疫措置に従事した日から少なくとも7日を経過していない者は、1の調査及び2の検査において農場に立ち入らないものとする。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、3日まで短縮できるものとする。

- (2) 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
- (3) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (4) 立ち入った農場にの家きんについて1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合には、遺伝子検査の結果が判明するまで、他の農場に立ち入らないこと。

第13 ワクチン

緊急ワクチン接種について

ワクチンは、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合に、農林水産省が緊急ワクチン接種の実施を決定し、緊急防疫指針を策定する。府は、緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。

第14 家きんの再導入

第7の6の消毒を行った後、家畜保健衛生所は、家きんの再導入を予定する農場内の全ての家きん舎を対象に、動物衛生課と協議の上、次の検査を行う。この際、家畜保健衛生所は、当該農場に対し、再導入後は毎日家きんの臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう指導を徹底する。

- 1 家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査
- 2 清浄性確認のため導入した家きん（以下「モニター家きん」という。）の臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査

「家きんの再導入に係る検査実施マニュアルーNo.29」

第15 農場監視プログラム

農場監視プログラムの適用

(1) 農場監視プログラムの開始

患畜又は疑似患畜とは判定されなかったものの、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が確認された家きんを飼育する農場については、農場監視プログラムを適用する。

「農場監視プログラム実施マニュアルーNo.30」

(2) 農場監視プログラムの終了

農場監視プログラムは、農場監視プログラムの適用開始時において飼育されている全ての家きんが処理された場合又は清浄性の確認のための検査において陰性が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、適用を終了する。

(3) 異常確認時の報告

家畜防疫員は、適用農場（農場監視プログラムが適用された農場をいう。以下同じ。）において異状（「制限区域内の家きん所有者への情報提供及び指導実施マニュアルーNo.17」の5の（2）の①から③参照）を確認した場合には、直ちに報告を行うよう家きんの所有者に求める。

(4) ウイルス分離時の対応

府は、ウイルス分離検査においてインフルエンザウイルスが分離された場合には、分離されたウイルスについて、遺伝子検査を行うとともに、動物衛生課と協議の上、動衛研に送付する。

第16 発生の原因究明

1 調査の実施

府及び農林水産省は、本病の発生の確認後直ちに、発生農場における家きん、人（家きんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家きん運搬車両、集卵車、飼料運搬車、死亡鳥回収車両、堆肥運搬車両等）の移動、飲用水・飼料の利用、物品の移動、野鳥の飛来状況、気象条件等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動衛研等の関係機関と連携して実施する。

「疫学情報収集マニュアル-No.27」

2 原因究明の分析・取りまとめ

府は、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会の委員等の専門家から成る疫学調査チームから1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な助言・指導を求めるとともに、同チームが行う原因究明の分析・取りまとめに協力する。

3 記録及び採材

府は、感染経路の究明のため、発生農場における患畜又は疑似患畜のと殺時まで、発症家きんの病変部位、発症家きんがいる場所等を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家きんを含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。

第17 その他

1 死亡野鳥等への対応

死亡野鳥等の検査については、原則として家きん飼育施設内で発見され、臨床症状又は死体の状態から本病の可能性を否定できない死体を対象に行うこととする。

なお、家きん飼育施設以外の死亡野鳥等については、「死亡野鳥等対応マニュアル-No.31」に基づき対応する。

2 相談窓口の運営

終息後も、家きんの所有者や防疫措置従事者が精神的ストレスを継続している事例があることに鑑み、既存の相談窓口を活用するなど、きめ細やかな対応を行うよう努める。